

員さんにつきましては、3月中に完了させ調査表の提出をお願いいたします。2点目ですが、農業委員及び最適化推進委員の任期満了がもう少しとなっておりますので、委員が替わる予定の地区については、期間に余裕を持って進めていただきたいと思います。

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会長

それでは、令和2年2月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人には、第8番の南光委員さん、第9番の堀家委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思えます。

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

はい、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、2案件でございます。

まず番号1ですが、【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本件の土地の借り人では労力不足により、当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ、貸し人の合意が得られたため、今般合意解約するものであります。

本件は、【申請地読み上げ】について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件の提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作するとのこととあります。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】、賃借権の合意による解約の案件でございます。

本件の借人は所有する農地1町1反程度と借入農地の1町8反程度を耕作しており、本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成

23年6月から令和3年10月末までの10年間で賃借権を設定していた農地が3筆、平成24年6月から令和3年10月末までの9年間で賃借権を設定していた農地が1筆でありましたが、借人の体調不良による労力不足により借入農地を返還することとし、貸人に相談したところ合意が得られたため、解約に至ったものであります。

本件は、【申請地読み上げ】について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が管理するとのことであります。

今月は以上の2件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

堀家委員

番号2の案件ですが、賃貸者は今後農地の維持管理ができるのですか。

局 長

今後、新たな耕作者と利用権設定を進めたいとのことであります。

会 長

ほかに、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員、異議無し)

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第 2 号，農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。議案書の 2 ページ 3 ページで，8 案件でございます。

番号 1 ですが，【申請人読み上げ】，所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は義理の兄弟であります。譲渡人は市内で 2 反余の農地を所有しておりますが，県外在住のため，田についてはすべて貸付けており自作はありません。そのため，申請地からは車で 10 分弱の所に住んでいる義弟に贈与するため，所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について，所有権移転贈与を行うものであります。譲受人は市内で 2 反余，丸亀市で 9 反余を耕作し，下限面積要件を満たしていることから特に問題はないと考えます。なお，申請地には水稻を栽培するとのことでもあります。

次に番号 2 ですが，【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は，平成 31 年に農地を相続したところです。譲受人は 1 町 3 反程度の農地を耕作していますが，申請地の北側に住んでおり，耕作に便利であるため相談したところ，話がまとまり，所有権移転売買を行うものであります。

申請地は，【申請地読み上げ】について所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており，総経営農地が 1 町 3 反 1 町 3 反を超えることなどから，下限面積要件を満たしており，特に問題はないと考えます。なお，申請地には水稻を作付けするとのことでもあります。

次に番号 3 ですが【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲受人は多度津町にお住まいで，多度津町においてに 4 反半の農地を耕作しています。善通寺市においては，申請地の南側に田を 1 筆所有されておりますが，その農地には進入路がないため困っておりました。所

有地に隣接する申請地にはトラクターが乗り入れできる農道に面しているため、隣地所有者に譲ってもらえないかと相談したところ、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地が5反を超えることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は経営規模拡大のため農地を探していたところ、譲渡人との間で話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地は2町を超えていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号6から番号8までは関連しておりますので一括してご説明いたします。3案件とも兄弟関係である譲渡人から、農業を後継している兄弟である譲受人へ贈与するものであります。

番号6ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、県外在住で農地の管理については、兄が行っているため所有権移転贈与を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転贈与するものであります。

番号7ですが、譲渡人、【申請人読み上げ】でございます。

本件の譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、県外在住で農地の管理については、弟が行っているため所有権移転贈与を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転贈与するものであります。

番号8ですが、【申請人読み上げ】でございます。

本件の譲渡人は、贈与により本申請地を取得しておりますが、農地の管理については兄弟が行っているため所有権移転贈与を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転贈与するものであります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、経営面積が1町2反を超えていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

以上、8案件、登記地目は田が13筆、面積は5,772.03㎡であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員、挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、原案のとおり決定をいたします。

会 長

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、1件の案件でございます。

それでは番号1ですが、【申請人読み上げ】、倉庫・作業場用地への転用案件でございます。

本件の申請者である稲田氏は、現在、3反余の農地を所有しておりますが、農機具収納のための倉庫を自宅の近くに建築するため申請するものがあります。

本申請は【申請地読み上げ】を倉庫1棟平屋建40㎡及び作業場用地とすることを目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなく昭和51年頃に倉庫が建築されており、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は387㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。2月8日、委員4名で現地を見てきました。申請に特段問題はありません。長期間無断転用の状態であり、今後は申請のとおり使用していただきたい。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題は無いということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の5ページ6ページで、7件の案件についてご説明申し上げます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は、主に〇〇〇〇事業を営んでいる会社であります。現在の従業員駐車場については、西側に隣接する宅地を賃借しておりますが、土地の所有権が移転するため返還しなければならないこととなっており、そのため会社の南側の田を従業員駐車場とする計画を立てているものです。

また、現在〇〇〇〇に賃借している倉庫で包装資材等を保管するとともに、駐車場として利用していますが、倉庫の老朽化により撤去することとなっているため退去を求められております。そのため、包装資材等の保管倉庫を確保することが急がれており、会社に隣接する農地に倉庫を建築することを計画し、包装資材等の保管並びに、現在露天で行っている鶏卵・包装資材の積み下ろしを行うものです。

本申請は【申請地読み上げ】に接続する宅地等を併せ利用地として倉庫、駐車場用地として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の同意書も提出されており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は県外に住まわれており農地の管理が出来ず、処分を考えておら

れました。譲受人は、遊休地となっている申請地と隣接する宅地の所有権を取得し、太陽光発電設備を設置することを計画し本申請に至ったものがあります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として太陽光発電施設（パネル 270 枚）を建設するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第 2 種農地であります。

番号 3 と番号 4 につきましては、申請人が同一でありまして、申請理由も同じとなっております。【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は県外に住まわれており農地の管理ができず、処分を考えておられました。譲受人は、鉄骨工事・溶接業を営んでいる会社の代表取締役であります。本社は〇〇〇〇であります。〇〇〇〇の工場加工等を行っておりますが、増産に伴い、現在の敷地では手狭となっております。

増産に伴い本社より従業員が木徳工場に配置転換となり、そのうち 4 名については自家用車を保有していない外国人であるため、木徳工場に近い申請地にある住宅を社員寮とし、また、来客用駐車場及び資材置場とすることを計画、番号 4 においては、会社保有の車輛、従業員のための駐車場及び資材置場とすることを計画し、本申請するものです。

番号 3 については【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、社員寮及び駐車場とするものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなく昭和 28 年頃に住宅が建築されており、無断転用となっております。譲渡人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第 2 種農地であります。

番号 4 につきましては、【申請地読み上げ】を資材置場兼重機・社員駐車場とするものであります。なお、本申請地は農業振興地域外の第 2 種農地

であります。

番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移交換の案件でございます。

本件は過去に農地を交換していたものについて、必要な手続きができていなかったことから、今般農地法5条による許可申請を行う案件であります。本件の譲渡人と譲受人は昭和40年頃に本申請地と当時国道が広がった際に現在の国道に取り込まれている土地を交換しておりましたが、その際に必要な手続きができていなかったとのことであります。本申請に至った経緯ではありますが、譲受人の子どもが車を運転するようになり、自宅の敷地には駐車するスペースがないことから、駐車場が必要になったため、自宅に近い本申請地を計画地として選定し、その際に必要な手続きが未了であったことを知り、今般農地法第5条による転用の許可申請をするものであります。

本申請は【申請地み上げ】に近隣にある宅地を併せ利用地として、駐車場として利用するための宅地拡張を目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

番号6ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

貸人は、平成22年に設立され、保健、医療または福祉の増進、社会教育の推進を図ることを目的とした法人であります。申請地は週に3~4日間、教育実習農場として農作業を実施し、作業療法の用に供するため平成28年12月に取得したものであります。事業活動を実施するための資金として、太陽光発電施設を設置するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を、太陽光発電施設（パネル275枚）とすることを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

番号7ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡者は、現在、3反余の農地を所有しておりますが、兼業農家であるため規模縮小を考えておられました。譲受人は、主に土木工事の

設計施工に関する事業を営む会社であります。自動車販売業者より普通寺市内で車輛置場として利用できる賃貸物件の問合せがあり探していたところ、申請地は主要幹線に近いため貸し車輛置場とすることを計画し、申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を、貸し車輛置場とすることを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特になく、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

以上、7案件、登記地目は田が9筆、畑が2筆、転用面積は6,688㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。2月9日、現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。

次に番号2は〇〇町、番号6は〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。2月11日、委員4名で現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。

会 長

次に番号3、番号4については〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。2月16日、推進委員と一緒に現地を見てきました。
特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題
ないということですが。

次に番号5については〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお
聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日、現地を見てきました。
特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題
ないということですが。

次に番号7については〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお
聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。2月8日、委員4名で現地を見てきました。
特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題
ないということですが。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問な
どはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問はないようですが、進行する立場で発言するのはどうかと思いま
すが、番号7の転用者についてはこれまで転用許可を受け工事を完了した
後、地目変更された土地について、別の施設になっているため、すこし問
題があると考えております。今回も同じことになるのではないかと考えら

れます。

局 長

転用完了した場合転用者よりその旨の届けがあります。その場合、事務局が現地に行き、転用目的の施設かどうかを判断し、目的通りであった場合、証明書の交付を行いません。転用者はその証明書を添付して土地の地目変更を行いません。地目が農地以外になれば、農地法の規制はかかりませんので、その後、当初の目的以外の状態になっても法的には違反ではないと考えます。

会 長

ほかにご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これで2月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時20分 終了